

農薬の持続可能な使用に向けて —2009年EU農薬指令制定をめぐって—

海外立法情報調査室 植月 献二

【目次】

はじめに

I 2009年制定の農薬に関する規則及び指令

1 提案までの経緯

2 提案の採択

II 農薬規則の概要

III 農薬指令の概要

おわりに

翻訳：農薬の持続可能な使用を達成する欧州共同体行動の枠組を整備する2009年10月21日の欧州議会及び理事会指令2009/128/EC（抄）

はじめに

欧州連合（以下「EU」という）は、2009年10月21日に農薬の使用制限及び認可ルールを厳しくする規則並びに農薬の持続可能な使用のための目標及び要件を定める枠組指令を採択し、

同年11月24日に公布した⁽¹⁾。

農薬は、人の健康や環境に有害な影響を与えるおそれがあることから、わが国においては、農薬の登録・販売・使用は農薬取締法⁽²⁾で規制されている。また、食の安全に関しては、食品衛生法⁽³⁾で規制されており、厚生省告示370号で残留農薬基準⁽⁴⁾が定められている。2006年5月には「残留農薬等に関するポジティブリスト制度」が開始され、残留農薬に対する規制も強化された⁽⁵⁾。

しかし、わが国の残留農薬基準値をEUのそれと比較すると大きく異なっていることがわかる。わが国のそれより桁違いに厳しく設定されているのである。もちろん、これは許容限度としての基準値であり、農畜産物の実際の検出値を示しているわけではないことに留意しなければならないが、一例として、農薬の有効成分のひとつであるクロチアニジン⁽⁶⁾という物質の残留農薬基準値を比較してみると、レタスについ

(1) 採択された規則は「植物防護製品の上市、並びに理事会指令79/117/EEC及び91/414/EECの廃止に関する2009年10月21日の欧州議会及び理事会規則（EC）No 1107/2009」、指令は「農薬の持続可能な使用を達成する欧州共同体行動の枠組を整備する2009年10月21日の欧州議会及び理事会指令2009/128/EC」である。なお、これについては、植月献二「立法情報【EU】農薬関係法の制定」『外国の立法』No.242-1, 2010. 1, pp.6-7. にて簡単に紹介した。（<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02420103.pdf>）以後、インターネット情報はすべて2011年1月30日現在である。

(2) 農薬取締法（昭和23年7月1日法律第82号）最終改正：平成19年3月30日法律第8号

(3) 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）最終改正：平成21年6月5日法律第49号

(4) 厚生省告示370号（昭和34年12月28日）食品、添加物等の規格基準（平成22年11月10日更新）

(5) 一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度で、この制度の導入までは食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等を含む食品については規制が困難であった。この制度によりすべての食品について、残留基準が定まっていない場合には、一定の量以上の農薬等を含む場合については販売等を禁止されることとなった。（「分野別施策 [食品中の残留農薬等]」厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html>）参照。）

(6) 「クロチアニジンは1988年に武田薬品工業（株）により開発されたネオニコチノイド系殺虫剤であり、作用機構は昆虫中枢神経系のニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト作用である。我が国では2002年4月24日に初めて食用作物についての農薬登録がなされた。』『農薬評価書 クロチアニジン（第3版）』食品安全委員会，2008.2. p.7.（http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/dl/s1209-9d_0001.pdf）

ては、わが国では20ppmであるのに対し、EUでは0.1ppm、トマトについては、同様に3ppmに対し0.05ppmとなっている⁽⁷⁾。

EUには、2000年2月に欧州委員会が政策文書として提唱している「予防原則」⁽⁸⁾という考え方があり、科学的データが不十分であったり、科学的評価において人や環境に対して危険を及ぼす可能性がある場合には、高レベルの防護措置をとる必要があるとする原則である。

EUは、農薬の危険性に関する対策を、この予防原則を前提として進めており、2009年に制定した規則及び指令もこれに沿ったものである。

この規則は、既存の指令を段階的に廃止して新しい規則に代えるものであり、予防原則に基づいて、有害な化学物質を含む農薬類の上市⁽⁹⁾を禁止し、人、動物及び環境を保護し、また、農薬の国境を越えた市場流通を図る相互承認のルールを定めるものである。

一方の指令は、農薬の健康や環境への危険性や農薬使用への依存を減らすことを目的としたEUにおける行動の枠組みを策定するものであり、各加盟国に、国の行動計画を2012年12月までに策定することを義務付けている。国の行動計画とは、農薬の危険性や影響を最小化するた

めの数値目標、対象、方法及びスケジュールを設定し、農薬依存を削減させる技術や方法を開発・導入することを奨励するものである。具体的な方法としては、総合的有害生物管理 (integrated pest management)⁽¹⁰⁾等の環境にやさしい、化学的でない代替手段に移行させていく手段を講じることが義務付けられている。そのほか、研修制度や農薬散布装置の検査制度の整備、また、水環境や飲料水、自然保護区域、一般公衆や社会的弱者を農薬の影響から保護することなどが義務付けられ、農薬の空中散布も原則的に禁止された。

わが国においても、農産物の減農薬については、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」⁽¹¹⁾に指針が示されている。しかし、この指針は、化学合成された農薬や肥料の使用削減を図る農作物への表示に関するものであって、EUが明確な方向性として、農薬の削減や総合的有害生物管理などの化学的ではない方法への移行を義務付けているものとは異なる。

EUの農薬政策の考え方は、人の健康や環境保護の法制面整備で一步踏み込んだものとして参考になり、これらの法令を紹介することは、わが国の農業・環境・公衆衛生に関する立法審議に資するところも大きいと思われる。

(7) わが国の基準は、『食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)』を参照した。〈http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anken/zanryu_2/591228-1.html〉、EUの基準の傾向はEU Pesticides database 〈http://ec.europa.eu/sanco_pesticides/public/〉を参照し、クロチアニジンのデータの根拠は以下を参照した。“COMMISSION REGULATION (EU) No 765/2010 of 25 August 2010 amending Annexes II and III to Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council as regards maximum residue levels for chlorothalonil clothianidin, difenoconazole, fenhexamid, flubendiamide, nicotine, spirotetramat, thiacloprid and thiamethoxam in or on certain products,” Official Journal of the European Union, L226, 28.8.2010, pp.18-19.

(8) COM (2000) 1 final: “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION on the precautionary principle,” 2.2.2000. 〈<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2000:0001:FIN:EN:PDF>〉

(9) 上市: 新製品を初めて市場に出すこと。(『広辞苑 (第六版)』より。)

(10) 総合的有害生物管理とは、有害生物を管理するときに、農薬使用量を削減し、可能な限り化学的ではない方法をとる管理方法であるが、これについては、第三章で詳しく解説する。

(11) 農林水産省総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン (平成19年3月23日18消安第14413号通知)」〈http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/tokusai_03.pdf〉

本稿では、2009年の農薬に関する指令の制定を中心として、EUの農薬に関する政策について紹介する。また、同指令についてはこれを訳出し、末尾に付す。

I 2009年制定の農薬に関する規則及び指令

1 提案までの経緯

EUは、2009年に農薬に関する新しい規則及び指令を制定した。1つは、既存の農薬関係指令を段階的に廃止してこれに代わる規則であり、もう1つは、持続可能な農薬の使用を目指す新規の指令であった。

これらが制定されるまでの間、EUの農薬に関する法的枠組は、「特定の有効成分を含む植物防護製品の上市を禁止する1978年12月21日の理事会指令79/117/EEC」⁽¹²⁾及び「植物防護製品の上市に関する1991年7月15日の理事会指令91/414/EEC」⁽¹³⁾であった⁽¹⁴⁾。

これら既存の指令が目指していたのは、農薬の個別の有効成分及びこれを使用する製品について包括的な危険性評価を行って、上市を認可する前に危険を防止するというものであった。

しかし、通常の農薬使用方法であれば問題がない想定であるとしても、実際に人々の食の段階で問題ないかどうかを保証するものではなかった。

そこで、農畜産物等について消費者の安全を図るために、2005年、食品の残留農薬基準を定める規則「食品及び飼料における農薬の最大残留基準値に関する2005年2月23日の欧州議会及び理事会規則（EC）NO 396/2005」⁽¹⁵⁾が定められた。これにより農薬の危険性等の評価については、残留農薬を監視することによって農家が使用に関する指示を守って適切な農薬管理を行っているかどうかを判断することが可能となった。また、別途、農業以外の分野に用いられる生物致死性製品については、「生物致死性製品の上市に関する1998年2月16日の欧州議会及び理事会指令98/8/EC」⁽¹⁶⁾が1998年に規定されていた。

しかし、これら既存の法体系においては大きな欠点があった。それは、人の健康や環境に与える危険性の規制が、農薬を実際に使用する段階においてできていないということである。また、農薬の有効成分についても、その個別の評

⁽¹²⁾ “Council Directive 79/117/EEC of 21 December 1978 prohibiting the placing on the market and use of plant protection products containing certain active substances,” *Official Journal of the European Communities*, L33, 8.2.1979, pp.36-40. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31979L0117:EN:HTML>> 植物防護製品というのは農薬に関する用語であるが、これについては後述する。

⁽¹³⁾ “Council Directive 91/414/EEC of 15 July 1991 concerning the placing of plant protection products on the market,” *Official Journal of the European Communities*, L230, 19.8.1991, pp.1-32. <http://eur-lex.europa.eu/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexapi!prod!CELEXnumdoc&lg=EN&numdoc=31991L0414&model=guic hett>

⁽¹⁴⁾ そのほか、環境や野生生物保護における関連法には、「野鳥保護に関する1979年4月2日の理事会指令79/409/EEC」、「野生生物及び野性動植物の保護に関する1992年5月21日の理事会指令92/43/EEC」、「水政策分野の欧州共同体行動の枠組を策定する2000年10月23日の欧州議会及び理事会指令2000/60/EC」などがある。

⁽¹⁵⁾ “REGULATION (EC) NO 396/2005 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 February 2005 on maximum residue levels of pesticides in or on food and feed of plant and animal origin and amending Council Directive 91/414/EEC,” *Official Journal of the European Union*, L70, 16.3.2005, pp.1-16. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2005:070:0001:0016:EN:PDF>>

⁽¹⁶⁾ “Directive 98/8/EC of the European Parliament and of the Council of 16 February 1998 concerning the placing of biocidal products on the market,” *Official Journal of the European Communities*, L123, 24.4.1998, pp.1-63. <http://ec.europa.eu/environment/biocides/pdf/dir_98_8_biocides.pdf>

価がなされていても、複合的な影響の評価については限定的であった。

2002年9月、EUは、欧州議会及び理事会決定「第6次欧州共同体環境行動計画」⁽¹⁷⁾を公表した。この中で、「環境並びに健康及び生活の質に関する行動の目標及び優先分野」のひとつとして危険な化学物質と並んで農薬が挙げられ、人の健康や環境への悪影響を最小にするために、農薬は持続可能な方法で使用されるべきであることが優先目標として設定された（同行動計画第7条）。その目標には、既存の枠組（指令91/414/EEC）を完全に実施し、その効果についての評価を行うこと、そして次の事項を目標としたテーマ戦略を立てることとされた。

- ① 農薬使用が人の健康及び環境に及ぼす危害の最小化
- ② 農薬の使用及び流通の管理改善
- ③ 危険な農薬を、より安全な非化学的な方法に代替すること等による、有害な有効成分の削減
- ④ 利用者を啓発し、優良事例を模範として利用することを促進し、可能な財政措置適用の検討を促進することによる、特に低農薬又は無農薬にするための奨励

- ⑤ 適切な指標を開発する等、戦略目標達成の進捗を監視及び報告するための透明性のある制度

欧州委員会は、この行動計画の検討に際し、同年7月1日付けの「農薬の持続可能な利用に関するテーマ戦略に向けて」⁽¹⁸⁾という政策文書を公表している。この中で欧州委員会は、農薬利用の利点及び欠点に関する豊富な資料を示して、農薬のライフサイクルにおいて、現行の法的枠組には使用段階に欠点があることを指摘した。そして、同年末にかけて、欧州委員会は、すべての利害関係者、関係組織その他広く一般に対してこの政策文書に関する意見を求め、そのほか様々な会合を通じて検討を進めた⁽¹⁹⁾。

その成果として、欧州委員会は、2006年7月12日、政策文書「農薬の持続可能な利用に関するテーマ戦略」⁽²⁰⁾を公表した。本稿の本題である農薬に関する規則及び指令は、この戦略と共に、欧州議会及び理事会に対して提案されたものであった。

2 提案の採択

2006年に欧州委員会から提案された立法提案は規則案⁽²¹⁾及び指令案⁽²²⁾で構成されていた⁽²³⁾。

⁽¹⁷⁾ “DECISION No 1600/2002/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 July 2002 laying down the Sixth Community Environment Action Programme,” *Official Journal of the European Communities*, L242, 10.9.2002, pp.1-15. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:242:0001:0015:EN:PDF>>

⁽¹⁸⁾ COM (2002) 349 final: “TOWARDS A THEMATIC STRATEGY ON THE SUSTAINABLE USE OF PESTICIDES,” 1.7.2002. <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2002/com2002_0349en01.pdf>

⁽¹⁹⁾ 関係組織とは、欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会、企業、消費者及び農業関係団体等である。その結果、150以上の意見が寄せられた。同年11月4日には、欧州委員会は、利害関係者団体の代表190人以上を招いた会合を開催した。その他、欧州委員会は、代替原則や散布装置など個別の課題について開かれた様々な会合への参加、その他自ら開催した空中散布などについての会合を通じて、更なる検討を進めた。さらに、追加して行った公開意見招請には1,800の回答が寄せられた。COM (2006) 372 final: “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL, THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS A Thematic Strategy on the Sustainable Use of Pesticides”. <http://eur-lex.europa.eu/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celplus!prod!DocNumber&lg=en&type_doc=COMfinal&an_doc=2006&nu_doc=372>

⁽²⁰⁾ *ibid.* この経緯は同文書に記されている。

これら2つの提案は、欧州議会及び理事会の共同決定手続によって審議された²⁴⁾が、その議論と調整には3年の期間を要することとなり、最終的に採択されたのは2009年10月21日であった。

採択された規則は「植物防護製品の上市、並びに理事会指令79/117/EEC及び91/414/EECの廃止に関する2009年10月21日の欧州議会及び理事会規則(EC) No 1107/2009」²⁵⁾(以下「農薬規則」という)、指令は「農薬の持続可能な使用を達成する欧州共同体行動の枠組を整備する2009年10月21日の欧州議会及び理事会指令2009/128/EC」²⁶⁾(以下「農薬指令」という)である。

農薬規則の審議において、利害関係者間で最大の論点となったのは、農薬認可における成分評価基準をどのように行うかであった。大きく

主張が分かれたのは、潜在的な危険性を問題にして判断するか、それとも判断に有害確認の根拠を必要とするかということであった。前者の、予防原則を重視して、重大な危険の可能性のある物質を市場から排除することは環境団体等が求めるところであり、それは逆に業界側からの批判の的であった²⁷⁾。

英国、アイルランド、スペイン及びハンガリーからは、農業生産に深刻な影響を与え、食料価格が上昇するとして、反対の声があがっていた。しかし、これらは少数派であり、最終的に、各加盟国と欧州議会との間で2008年12月17日に非公開の協議が開かれ内容についての妥結が図られた。その内容は、人の健康や環境に重大な危険性を及ぼす可能性を持つ物質は禁止され、多くの生物致死性製品や植物防護製品と呼ばれるものの全般にわたる削減が行われること

²¹⁾ COM (2006) 388 final : “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning the placing of plant protection products on the market,” 12.7.2006. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2006:0388:FIN:EN:PDF>>

²²⁾ COM (2006) 373 final : “Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a framework for Community action to achieve a sustainable use of pesticides,” 12.7.2006. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2006:0373:FIN:EN:PDF>>

²³⁾ 規則は、EUの各加盟国すべてにその国内法と同様に直接適用されるものであるが、指令は各加盟国に対してその内容を国内法化することが課せられるものであり、その手段と方法は各国に任されるものである。

²⁴⁾ 共同決定手続での審議状況は以下を参照。2006/0136/COD <http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=194494> ; 2006/0132/COD <http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=194492>

²⁵⁾ “Regulation (EC) No 1107/2009 of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 concerning the placing of plant protection products on the market and repealing Council Directives 79/117/EEC and 91/414/EEC,” *Official Journal of the European Union*, L309, 24.11.2009, pp.1-50. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:309:0001:0050:EN:PDF>>

²⁶⁾ “DIRECTIVE 2009/128/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 October 2009 establishing a framework for Community action to achieve the sustainable use of pesticides,” *Official Journal of the European Union*, L309, 24.11.2009, pp.71-86. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:309:0071:0086:EN:PDF>> 当該指令は日付に関する訂正がなされた。その公示は以下。“Corrigendum to Directive 2009/128/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 establishing a framework for Community action to achieve the sustainable use of pesticides,” *Official Journal of the European Union*, L161, 29.6.2010, p.11. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:161:0011:0011:EN:PDF>>

²⁷⁾ “Parliament seals pesticides deal amid opposition,” *EurActiv.com*, Published: 14 January 2009, Updated: 16 January 2009. <<http://www.euractiv.com/en/climate-environment/parliament-seals-pesticides-deal-amid-opposition/article-178470>>

になるものであった。さらに、各加盟国は、個別の環境又は農業の状況によって自国での製品の上市を禁止することもできるとされていた²⁸⁾。

その議案は、2009年1月14日の欧州議会第2読会に提出され圧倒的多数により採択された。そして、2009年9月24日に開催された理事会第2読会において、この議案は審議を省略する取扱いとされ、そのまま修正案が採択されて最終決定となった²⁹⁾。

農薬規則と農薬指令は同日に採択され、2009年11月24日に公布された。前者は、2009年12月21日から施行され、後者は2009年11月24日に公布、翌25日から施行された。

以下、農薬規則については第II章で概要を紹介し、農薬指令については第III章にて内容を詳しく紹介する。

なお、EUは、これらの法令の制定以後、関係する法規として、農薬散布機械に関する改定指令(2009/127/EC:2009年11月25日公布)³⁰⁾及び農薬の統計に関する規則((EC)No1185/2009:2009年12月10日公布)³¹⁾を制定している。

II 農薬規則の概要

EUが農薬に関する法令で使用している用語には、既に用いてきたように、農薬、植物防護製品、生物致死性製品、有効成分などがある。

法令解説に入る前に、これらの用語の定義を農薬規則等から紹介しておきたい³²⁾。

有効成分 (active substances) : 有害な生物に対して、又は植物若しくは植物の部分等に対して、一般的又は特異的に作用する化学物質又は微小生物(ウィルスを含む)をいう。

植物防護製品 (plant protection products) : 次に掲げたいずれかの利用を目的とする有効成分、セーフナー又は共力剤³³⁾から構成され、又はこれらを含む製品をいう。

- 植物又は植物製品を有害な生物から防護、又はそれらの生物の作用を防止すること。(衛生を主目的として使用されるものを除く。)
- 植物の生育過程に作用させること。(栄養剤を除く。例:植物成長調節剤)
- 植物製品を保存すること。(欧州共同体法で規定する防腐剤を除く。)
- 望ましくない植物又はその部分を除去すること。(藻類を除く。)
- 植物の望ましくない成長を阻害すること。(藻類を除く。)

生物致死性製品 (biocidal products) : 化学的又は生物的な手段によって、有害な生物に対して、破壊、抑止、無毒化、作用防止などの管理効果を発揮することを目的とする有効成

²⁸⁾ *ibid.*

²⁹⁾ *ibid.*

³⁰⁾ “Directive 2009/127/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 amending Directive 2006/42/EC with regard to machinery for pesticide application,” *Official Journal of the European Union*, L310, 25.11.2009, pp.29-33. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:310:0029:0033:EN:PDF>>

³¹⁾ “Regulation (EC) No 1185/2009 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 concerning statistics on pesticides,” *Official Journal of the European Union*, L324, 10.12.2009, pp.1-22. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:324:0001:0022:EN:PDF>>

³²⁾ 規則 (EC) No 1107/2009、指令2009/128/EC及び指令98/8/ECによる定義である。

³³⁾ セーフナー (safeners) とは、特定の植物に対して植物防護製品の植物毒素効果を排除又は減少させるために植物防護製品に添加される化学物質又は調剤のことをいう。共力剤 (synergists) とは、植物防護製品中の有効成分に対して機能強化する作用をもつ化学物質又は調剤のことをいう。

分及びそれらを含む調剤をいう。これは、指令98/8/ECで定義されており、木材保管、消毒その他家庭用などの農業以外の分野に用いられるものである。

農薬 (pesticides) : 上記の植物防護製品及び生物致死性製品を総称する用語として農薬指令で定義されているが、農薬指令がその対象範囲としている農薬は植物防護製品である⁶⁴。

農薬規則は、有害な植物防護製品の製造及び認可に関する新規則であり、既存の指令、すなわち理事会指令79/117/EEC及び91/414/EECは、これにより段階的に廃止されてこれに代えられる。指令と異なり、規則は各加盟国すべてにその国内法と同様に直接適用されるものである。

農薬規則は、次のように本則84条、附則5からなり、11章に分けて編集されている。

- 第I章 総則 (第1条～第3条)
- 第II章 有効成分、セーフナー、共力剤及び製剤補助剤 (第4条～第27条)
- 第III章 植物防護製品 (第28条～第57条)
- 第IV章 補助剤 (第58条)
- 第V章 データ保護及びデータ共有 (第59条

～第62条)

- 第VI章 情報公開 (第63条)
- 第VII章 植物防護製品及び補助剤の包装及び標識 (第64条～第66条)
- 第VIII章 監督 (第67条～第68条)
- 第IX章 緊急事態 (第69条～第71条)
- 第X章 管理及び財務に関する規定 (第72条～第79条)
- 第XI章 経過規定及び補則(第80条～第84条)
- 附則I 第3条第17項に規定する植物防護製品認可のための地域定義
- 附則II 第II章に従った有効成分、セーフナー及び共力剤の認可のための手続及び基準
- 附則III 第27条に規定する植物防護製品への含有が認められない製剤補助剤の一覧
- 附則IV 第50条に従った比較評価
- 附則V 第83条に規定する廃止指令とその改正法

農薬規則は、既存の指令の内容を統合しているために、内容は上記のとおり大部なものとなっている。したがって、以下の解説では、2009年の改正の特徴を中心に概説する。

農薬規則は、EU域内における植物防護製品の認可、上市及び管理のルール並びにそれらを

⁶⁴ 国際連合食糧農業機関 (FAO) の定義では、「農薬とは、食品、農産物、木材及び木製品若しくは動物飼料の生産、処理、貯蔵、運搬若しくは販売に被害を与え若しくは干渉する有害生物 (人及び動物の病気を媒介するものを含む)、望ましくない植物種若しくは動物を防ぎ、撲滅し若しくは管理するための有効成分及びそれらを含む調剤をいい、又は動物の体内や表面に巣食う昆虫、蛛形類その他有害生物を管理するためにそれらの動物に投与する有効成分をいう。農薬には、植物成長調節剤、枯れ葉剤、乾燥剤、果実の間引き又は未熟果の落下防止のための薬剤に用いる化学物質、また、収穫前後を問わず、貯蔵及び輸送の間の劣化から商品を保護するために作物に用いる化学物質も含まれている。」(筆者訳)とされている。 (“International Code of Conduct on the Distribution and Use of Pesticides (Revised Version) (adopted by the Hundred and Twenty-third Session of the FAO Council in November 2002),” p.6. <<http://www.fao.org/WAICENT/FAOINFO/AGRICULT/AGP/AGPPP/Pesticid/Code/Download/code.pdf>>)

また、わが国の農薬取締法では、「第1条の2 この法律において「農薬」とは、農作物 (樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。) を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス (以下「病害虫」と総称する。) の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤 (その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。) 及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。」とされている。前掲注(2)

構成する有効成分等の許可のルールを定めるものである。規則の目的は、EUの予防原則に則って人の健康や環境を保護し、植物防護製品の上市のルールの調和を図ることを通じて域内市場の機能改善を図るものである。

これが対象範囲とするのは、植物防護製品であるが、前述の定義のようにEU域内で上市される植物防護製品を広く定義している。

農薬規則は、植物防護製品の使用と管理についての認可ルールを設け、その有効成分に関してEUレベルでの厳しい認可の手段と基準（附則II）を設けている。ただし、EU各加盟国には、一定の条件の下で、代替不可能な有効成分の使用について、例外的に5年以内の暫定的な使用を認めている。

附則IIでは、規則（EC）No 1272/2008において遺伝子毒性、発がん性、生殖毒性を持つ物質及び重大な危険性があると見なされる神経毒性、免疫毒性を持つ物質など、毒性の高い有効成分が禁止されている⁹⁵。また、人に悪影響を与える内分泌かく乱物質については、その影響を無視できる場合を除いて禁止されるが、その決定のための個別の科学的規準に関する措置の草案を、欧州委員会が2013年までに準備する予定である⁹⁶。

各加盟国には、代替可能な有効成分を含む植物防護製品の認可申請について、これを審査するにあたっては、比較評価を行うことが義務付

けられている。そして、より安全な有効成分に代替することが可能なものについては、3年以内の猶予期間をもってこれに代替させなければならない。

各加盟国、欧州委員会及び欧州食品安全機関の役割も明確にされ、認可手段も簡素化された。各加盟国は、基準に従って農薬の認可を行うが、各手段には期限が設定されており、決定の迅速化が図られている。

農薬認可の有効期限は15年以内であり、各加盟国は農薬成分の検査、監督を行い、定期的にその報告書を欧州委員会に提出する。欧州委員会の専門家は、各加盟国における統制に関する一般的及び特別な監査を行う。

農薬規則では、EUが北部、中部、南部の3つの地域に分けられ、それぞれの地域の中で各加盟国が農薬類の商品流通に関して相互承認を行う制度が規定されている。これは、基準を統一することにより、EU域内において農薬を迅速に入手できるようにするものである。相互承認に際して、承認の決定は120日以内に行うものとされ、一定の条件のもとであれば承認を拒否することも可能である。

その他、農薬規則には、データ保護、分類、包装及び標識、広告、記録の保存、並行貿易、処理済みの種子等に関する規定が含まれている。また、動物実験は可能な限り避けることとされ、脊椎動物への実験については最終手段と

⁹⁵ 化学物質の分類、標示、包装に関する規則（EC）No 1272/2008（CLP規則と呼ばれている）の附則VI第3部において1A又は1Bに分類される遺伝子毒性を持つ成分は禁止、同じく、生殖毒性、発がん性を持つ成分は、影響を無視しうる場合を除いて禁止されている。“Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2008 on classification, labelling and packaging of substances and mixtures, amending and repealing Directives 67/548/EEC and 1999/45/EC, and amending Regulation (EC) No 1907/2006,” *Official Journal of the European Union*, L353, 31.12.2008, pp.1-1355. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:353:0001:1355:EN:PDF>>

⁹⁶ 欧州委員会は、2013年12月14日までに、規制手続審査委員会のコミトロジー手続（注39参照）によって決定するために食品生産流通過程・家畜衛生常設委員会（Standing Committee on the Food Chain and Animal Health）に対して草案を提出するものとされている。それまでの暫定期間では、規則（EC）No 1272/2008の附則VI第3部において2に分類される生殖毒性、発がん性を持つ成分が禁止対象と見なされることなどが規定されている。

して、かつ、実験の重複を避けることが要請されている。

規則は2011年6月14日から適用されるものとし、事前に欧州委員会は必要な指定された規則を策定する。

Ⅲ 農薬指令の概要

農薬指令は農薬規則と共に採択され、人の健康及び環境への危険、並びに、農薬への依存を遁減させることを目的としたEUにおける行動の枠組みを策定する指令である。

これは、本則25条、4の附則により構成されており、6の章立てがなされている。ここでは、主な項目ごとに農薬指令を詳細に解説する。また、前文を除いたすべてを訳出して末尾に付した。

目的と対象

農薬指令の目的は、人の健康及び環境に対して農薬使用の及ぼす危険性及び影響力を減少させ、総合的有害生物管理の利用及び農薬の非化学的代替物等これに代わる手段又は技術の利用を促進することによって、農薬の持続可能な使用を達成する枠組を整備するものである。(第1条)

対象は、前章の農薬規則で定義された植物防護製品である農薬とされている(第2条)。

国の行動計画(第4条)

各加盟国には、それぞれの国における行動計画を策定することが義務付けられている。この行動計画は、農薬の危険性を減少させるために、量的達成目標、対象、措置及びその実施方法そしてその実施計画表を策定するものであり、農薬に依存しないように総合的有害生物管理その他の代替方法を導入すること又は技術を開発することを奨励するものである。

計画には、作業者の保護、環境の保護、残留農薬、特定技術の使用又は特定作物における使用など様々な分野をその目標の対象分野とすることができる。懸念されるような成分を含む農薬については、これを監視するための指標を策定し、農薬使用量を削減する方法を追求しなければならないとされている。

各加盟国は、2012年11月26日までに、行動計画を策定して欧州委員会及び他の加盟国に通知する。行動計画は少なくとも5年毎に見直すものとされている。

欧州委員会は、各国の行動計画に関する報告をまとめ、2014年11月26日までに欧州議会及び理事会に提出する。これらの各加盟国における実施結果に関する報告書については、2018年11月26日までに提出することになっており、必要に応じ、適切な立法提案を添付することができるとされている。

また、欧州委員会は、各加盟国からの通知された計画に関する情報をウェブサイト上にて公開しなければならない。

研修(第5条)

各加盟国には、農家などの農薬の専門的な利用者や流通業者及び助言者達に研修を受けさせることが義務付けられた。研修は、監督庁が指定した団体が実施するもので、初期研修及び追加研修の2種類とし、初期に必要な知識を獲得し、その更新ができるようにしなければならない。各加盟国は、2013年11月26日までに、研修の履修に関する認証制度を整備し、かつ、その実施にあたる責任を有する監督庁を指定しなければならない。その証明書は、次の課目(附則I)に関して十分な知識を得ていることを証明するものである。

- ① 農薬及びその使用に関するすべての法令
- ② 違法(偽造)農薬及びその危険性、識別方

法

- ③ 農薬の危険性、その識別及び管理
- ④ 総合的有害生物管理の戦略及び技術、総合的作物管理戦略及び技術、有機農業の原理、生物的有害生物管理方法、総合的有害生物管理の一般原則に関する情報及び作物や部門特有の指針に関する概念
- ⑤ 悪影響を最小限にする最適な農薬選択のための比較評価入門
- ⑥ 人の健康、標的外生物及び環境に及ぼす危険性を最小化する対策
- ⑦ 気候、土壌及び作物の種類並びに土地の起伏等、地域における水分吸収の変動要素を考慮した危険性管理法
- ⑧ 農薬散布装置の準備及び危険性を最小にする運転手順
- ⑨ 農薬散布装置の使用及び保守、個別噴霧技術、並びに使用噴霧機の目的及び品質向上方法
- ⑩ 人の健康及び水資源等の環境を防護する緊急処置
- ⑪ 指定保護区域における特別な注意
- ⑫ 健康の監視及び事件又は疑わしき事象があったときに連絡すべき施設
- ⑬ 農薬使用の記録

農薬販売（第6条）

各加盟国は、流通業者に、研修の証明書を有する従業員を十分に確保させ、その販売に際して、農薬使用法、健康及び環境への危険性並びに安全性指示に関する適切な情報を顧客に提供するようにさせなければならない。業務用に認可された農薬は、研修の証明書保持者に販売対象を限る。各加盟国はこれらに必要な措置を2015年11月26日までにとらなければならない。また、流通業者が農家等の専門家以外に農薬を販売するときには、農薬使用の危険性に関する一般的情報を提供しなければならない。

一般公衆への情報提供及び意識喚起（第7条）

各加盟国は、一般公衆への情報提供を行う措置をとらなければならない。意識喚起プログラムや一般人向けの農薬関連情報、特に、危険性に関する情報だけでなく、化学的農薬に代替する手段に関する情報を、入手しやすくしてそれらの手段を活用する措置をとることとされた。

また、各加盟国は、農薬中毒事例に関する情報を収集する制度を整備することとされている。一方、欧州委員会は、各加盟国と協力して、様々な情報を比較する機能を改善するために、農薬の影響の監視及び調査に関する戦略的指針文書を、2012年11月26日までに作成しなければならない。

農薬散布装置（第8条）

各加盟国は、職業的使用に供される農薬散布装置が定期的に検査されるようにしなければならない。検査の実施間隔は、2020年までは5年以内とし、それより後は3年以内とする。

例外として、噴霧用ではない農薬散布装置、携帯型又は背負式噴霧機及び極めて小規模利用向けの散布装置については、異なる実施計画表及び検査実施間隔を適用することができるとしており、国の行動計画に記載することになっている。なお、携帯型、背負式については検査を免ずることができるが、付属機器の定期交換の必要性や装置の危険性の周知、使用方法の研修の受講をさせなければならない。

農薬散布装置の検査は、附則Ⅱ「農薬散布装置の検査にかかわる健康及び安全性並びに環境の要件」を満たしていることを検証しなければならない。

各加盟国は、それぞれの国において行った検査について、その証明書を相互に承認することができるような証明制度を整備しなければならない。

空中散布（第9条）

各加盟国は、農薬の空中散布を禁止しなければならない。特例として許可できる場合は、実行可能な代替方法が無く、地上散布と比較して人や環境への影響が明らかに少なく、危険性の具体的評価実施の上で加盟国が許可した等の6項目にわたる必要条件をすべて満たしている場合に限るものとしている。

各加盟国は、空中散布の実施許可に関して厳格な審査を行う監督庁を指定する。この条には、その責務及び手続として規定すべき内容が具体的に示されている。

空中散布の実施に際しては、住民等への警告の指示、適切な監視、記録保存、情報の公開等を行うべきであることが規定されている。

水環境及び飲料水を保護するための具体的措置（第11条）

各加盟国は、農薬の影響から水環境及び飲料水供給を保護するための適切な措置をとるよう求められており、具体的には、次の措置が例示されている。

- ① 農薬の選択には、水環境に危険性のあるものに分類されないもの（指令1999/45/ECの規定による）及び水公害に対する戦略として欧州委員会が特定する重要有害物質（指令2000/60/EC第16条第3項に規定するもの）を含んでいないものを優先して使用する。
- ② ホップやブドウ等の背丈の高い作物に対しては飛散が抑制された農薬散布装置を使用する等、最も効率の高い散布技術を優先して用いる。
- ③ 噴霧時の飛散、下水溝への排水及び土壌に浸透しないで流出する水によって、区域外を汚染する危険性を最小化するための緩和措置を講じる。
- ④ 次の場所への散布をできる限り減減し、

又は回避する。

- ・道路、鉄道の上又はこれらの沿線
- ・浸透性の高い表土の上
- ・河川、湖沼又は地下水の近くの基盤設備の上
- ・河川、湖沼又は下水への流出の危険性が高い舗装面の上

特別区域における農薬使用の削減（第12条）

衛生及び生物多様性等を考慮し、各加盟国は、特別の区域において農薬使用を最小限度にとどめ、又は禁止しなければならない。特別な区域とは、公園、運動場、校庭、児童公園、医療施設の周辺等の公衆又は社会的弱者の使用する区域、飲料水採取場、水遊び場並びに水生生物保護区域等の保護区域、野鳥保護区域及び野生動植物の保存目的で特定されたその他の区域等をいう。

農薬の取扱及び保管、使い残した農薬の処理（第13条）

各加盟国は、職業的使用者等に対し次に掲げる作業について、人や環境に危険を与えないように必要な措置をとらなければならないとしている。

- ① 散布前の農薬の保管、取扱、希釈及び混合
- ② 農薬の包装材及び余った農薬の取扱
- ③ 散布後のタンクに残った混合物の廃棄
- ④ 散布後の使用装置の洗浄
- ⑤ 農薬の使い残し及び包装材の回収又は廃棄

業務用を除く農薬に関しては、低毒性のもの、調剤済みでただちに使用することが可能なもの、1回で使いきる分量が容器に入ったものの使用など、危険な取扱作業を回避するために必要なあらゆる措置をとらなければならないとしている。

総合的有害生物管理（第14条）

各加盟国は、農家などの農薬利用の専門家が有害生物を管理するに際して、農薬の使用量削減に必要なあらゆる措置をとり、また、可能な限り化学的ではない方法を優先してとるようにしなければならないことが規定されている。同じ有害生物への措置でも、利用可能な製品が複数ある場合には、有機農業を含め、人や環境に対して最も危険性が少ない方法又は製品を選択し、又はそういうものに代替させなければならない。

各加盟国は、総合的有害生物管理の実施に必要な条件を整備しなければならない、特に、専門家が有害生物の監視及び意思決定を行うために、総合的有害生物管理に関する助言サービスと同様に、自由に情報及びツールを利用できるようにしなければならない。

各加盟国は、上記について、2013年6月30日までに、特に総合的有害生物管理の実施に必要な条件が整備されているか否かについて、欧州委員会に報告しなければならない。

附則Ⅲに総合的有害生物管理の一般原則が規定されているが、各加盟国は、すべての専門家が2014年1月1日までに、これらを確実に実施する方法を、行動計画の中に記載しなければならない。

各加盟国は、作物や具体的部門に即した総合的有害生物管理のための指針を策定し、専門家たちによる自発的な実施を奨励する措置を整備しなければならない。

附則Ⅲに提示されている総合的有害生物管理の一般原則の概要は次のとおりである。

① 有害生物の防除は、特に次に掲げる方法に

よって行うこと。

- ・作物の輪作
- ・適切な栽培技術の利用（例：おとり播種床技法⁶⁷⁾、播種日及び密度、畦間への緑肥⁶⁸⁾、保全的耕運、刈り込み、直播）
- ・抵抗性又は耐性品種の利用、標準又は認定の種子等の利用
- ・バランスのとれた施肥、石灰施用、灌漑・排水の実施
- ・衛生的方法による有害生物の蔓延防止（例：機械及び装置の定期的洗浄）
- ・重要な有益生物の保護と拡大。例えば、適切な植物の保護措置又は圃場内外における生態基盤の利用。

② 有害生物の監視。圃場における観察、警報、予報、早期診断システム。

③ 当該監視の結果に基づいて、職業的使用者は植物防護措置の適用の可否及び時期を判断すること。可能であれば、事前に、地域、作物及び気候条件ごとに定められる有害生物に対する必要最小水準を考慮して行うこと。

④ 有害生物を十分に防除することが可能ならば、化学的方法よりも、持続可能な生物的、物理的その他の非化学的方法を優先しなければならない。

⑤ 適用する農薬は、できる限り標的有害生物に特効的で、人の健康、標的外生物及び環境に対する副次的影響が最小のものでなければならない。

⑥ 農薬利用の専門家は、農薬その他の防除手段の使用を必要な限度にとどめること。例えば、植物生育に対する危険性が受忍可能であること、及び有害生物の個体群に耐性が生じる危険性を増大させないことに配慮し、投与

⁶⁷⁾ おとり播種床技法とは、目的種の播種に先行して播種床を作り、発芽してくる雑草を取り去った後に播種を行う方法。これにより雑草量を減じることができる。

⁶⁸⁾ 畦間への緑肥とは、畦の間に土壌を被覆するために選定した特定の作物を栽培して、他の雑草が生えないようにする方法。

量の削減、施用頻度の削減又は部分施用を行う。

- ⑦ 有害生物が植物防護措置に対して耐性を持つ危険性が判明しているが、その防除には繰り返し農薬を施用する必要があるときには、作用機序の異なる複数の農薬を使用するなど、製品の効果を維持するための方法をとるべきである。
- ⑧ 農薬使用及び有害生物の監視に関する記録に基づいて、農薬利用の専門家は、実施した植物防護措置を評価し検証すべきである。

危険性指標、報告及び情報交換

第15条では、附則IVとして統一危険性指標を策定することを規定している。附則IVは、現在は見出しの名称のみであり、内容は空白となっているが、別途、コミトロジー制度と呼ばれる手続⁹⁹⁾によって今後策定されることになる。

各加盟国は、既存の国内指標も使用しつつ、これらの指標の計算を行い、別の規定によって収集された統計データを参照しながら、特定の有効成分の使用傾向を特定し、分析することによって、個別の農薬について注意を払うべき事項を特定しなければならない。

そして、これらの情報は、欧州委員会や他の加盟国に通知し、また、公衆が当該情報を利用できるようにしなければならない。

欧州委員会は、収集された統計データを利用して、危険性指標を欧州共同体レベルにおいて計算しなければならない。これらの情報はウェブサイトで公開するものとされている。欧州委員会は、農薬指令の実施の進捗に関する報告を、必要に応じて改正案を付して、欧州議会及び理事会に定期的に提出するものとされている

(第16条)。

罰則

各加盟国は、農薬指令に従って定める国内法の規定の違反に適用すべき罰則を制定する。(第17条)

経費、手数料及び料金

各加盟国は、農薬指令に規定する責務の遂行に要する業務経費を透明性のある方法で計算し、必要な業務の実費に相当する額であることを確認した上で、手数料又は料金により回収することができる(第19条)

第22条において、欧州委員会は、持続可能な農薬使用に関する統一方針及び制度の策定を促進するために次の項目に対し支出できるとしている。

- (a) 農薬危険性指標に関連する情報を収集・蓄積し、提供するデータベースを含む統一システムの開発
- (b) 農薬指令の附則を技術の向上に適合させること等、法規の準備及び制定に必要な調査の実施
- (c) 農薬指令の実施を促進するための手引及び最優良事例の策定

国内法による実施 (第23条)

各加盟国は、2011年11月26日までに、農薬指令の遵守に必要な法律、規則及び行政規程を施行しなければならない。

おわりに

近年、世界的にミツバチの群れの減少が問題

⁹⁹⁾ この場合のコミトロジーの手続は次のとおり。欧州委員会の代表が議長となり各加盟国の代表によって構成される規制手続委員会に対して欧州委員会が原案を提出する。これに対し、規制手続委員会が意見をまとめる。その意見の内容によって、次に理事会及び欧州議会での審査の取扱いが異なるが、両機関の一方が否決したら廃案となる。

となっている。ミツバチは重要な生物指標でもあるが、その減少の原因にネオニコチノイド系の農薬が関係しているという指摘もある。「はじめに」で例として挙げたクロチアニジンはこのネオニコチノイド系農薬のひとつであるが、EUではこの使用を禁止した国もある⁽⁴¹⁾。

2009年3月に欧州委員会は、1993年に始めた農薬の見直し作業が終わったことを発表した。この作業は指令91/414/EECに規定された包括的な有効成分の危険性評価及びこれらを含む農薬の認可手続に基づいて行われたものであった。見直しの対象は、1993年時点で使用されていた約1,000の有効成分及びこれらを含む市場に流通していた数万の製品であった。評価対象としたのは、人の健康（消費者、農民、地域住民等）、環境、特に、地下水及び鳥、哺乳動物、みみず、ミツバチ等の標的外生物等に対す

る安全性である⁽⁴²⁾。

見直しの結果、合格したのは、有効成分の約4分の1であった⁽⁴³⁾。この結果を反映して、EUは、EUの農薬に関するデータベースを公開した。ここでは、有効成分及び残留農薬基準に関する情報が提供されている⁽⁴⁴⁾。

このデータベースの情報によれば、わが国では許可されている有機リン系の農薬や有機塩素系の農薬の多くがEUでは禁止されている⁽⁴⁵⁾。

毎日、口にする食品は、自ら選択するにも限界はある。とかく話題になることが多い農薬であるが、それらの安全性の意味について、予防原則を優先するEUとわが国における立法の違いについて比較検討することも有用ではないだろうか。

(うえつき けんじ)

(40) 岡田幹治「ミツバチ大量死『新農薬原因説』を追う」『エコノミスト』88(42), 2010.7.20, pp.37-39.; Michael McCarthy and Josephine Forster, “Pesticide linked to bee deaths should be suspended, MPs told,” *Independent*, 26 January 2011. <<http://www.independent.co.uk/environment/nature/pesticide-linked-to-bee-deaths-should-be-suspended-mps-told-2194480.html#>>

(41) 例えば、ドイツでは、2008年春にドイツ南西部でミツバチが大量死し、クロチアニジンで処理されたとうもろこしの播種との関連が疑われたため、2008年5月に、種子処理剤としての認可が停止されている。「食品安全関係情報詳細 ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁 (BVL)、ネオニコチノイド系とうもろこし種子処理剤の認可停止を継続 (その1: 認可停止の経緯)」(食品安全総合情報システム 資料管理ID: syu03110530316 資料日付: 2010.3.18.) 食品安全委員会ホームページ <<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03110530316>>

(42) “Commission completes pesticide review programme – an important step to ensure the protection of health and environment,” *Press Releases*, IP/09/402, 12 March 2009. <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/402>>

(43) 約1,000の有効成分に対して合格したのは、約250の有効成分(26%)であった。必要な資料が未提出か不完全又は企業から撤回されたために除外されたものは67%を占めた。そして、約70の有効成分は不合格となり市場から除かれることとなった。 *ibid.*

(44) “EU Pesticides database”は2009年3月16日に公開された。 <http://ec.europa.eu/sanco_pesticides/public/index.cfm>

(45) 例えば、スミチオンの商品名で知られ、家庭用スミチオン乳剤としても良く用いられる有機リン系のフェニトロチオン (Fenitrothion) は、わが国ではトマトやレタスでの残留農薬基準値は0.2ppmであるが、EUでの使用は禁止されている。前掲注(7)

農薬の持続可能な使用を達成する欧州共同体行動の枠組を整備する 2009年10月21日の欧州議会及び理事会指令2009/128/EC（抄）

Directive 2009/128/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009
establishing a framework for Community action to achieve the sustainable use of pesticides

海外立法情報調査室 植月 献二訳

【目次】

- 第 I 章 総則
- 第 II 章 研修、農薬販売、情報及び意識喚起
- 第 III 章 農薬散布装置
- 第 IV 章 具体的作業及び使用法
- 第 V 章 指標、報告及び情報交換
- 第 VI 章 補則
- 附則 I 第 5 条に引用される研修課目
- 附則 II 農薬散布装置の検査にかかわる健康及び安全性並びに環境の要件
- 附則 III 総合的有害生物管理の一般原則
- 附則 IV 統一危険性指標

欧州議会及び理事会は、欧州共同体設立条約、特にその第175条第1項に鑑み、…(中略)
…この指令を採択した。

第 I 章 総則

第 1 条 趣旨

この指令は、人の健康及び環境に対して農薬使用の及ぼす危険性及び影響を減少させ、総合的有害生物管理の利用及び農薬の非化学的代替物等の代替手段又は技術の利用を促進することによって、農薬の持続可能な使用を達成する枠組を定めるものとする。

第 2 条 範囲

1. この指令は、第 3 条第10号 (a) に規定する植物防護製品である農薬に適用する。
2. この指令の規定は、他の関係欧州共同体法

の規定の適用を妨げるものではない。

3. この指令の規定は、各加盟国が、当該国内の状況又は地域において、予防原則を適用して農薬使用の規制又は禁止を行うことを妨げるものではない。

第 3 条 定義

この指令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1. 「職業的使用者」とは、農業その他の部門において、その業務の一環として農薬を使用する作業員、専門家、雇用者及び自営業者等の者をいう。
2. 「流通業者」とは、農薬を上市する卸売業者、小売業者、製造供給元及び納入業者等の自然人又は法人をいう。
3. 「助言者」とは、個人事業又は公的諮問業務等の専門資格又は営業において、有害生物管理及び安全な農薬使用に関して適切な知識を有し、代理商、食品製造業者及び必要に応じて小売業者に対して助言を行う者をいう。
4. 「農薬散布装置」とは、噴口、液柱計、ろ過材、ろ過器及びタンク洗浄器具等の効率的な作業に不可欠な付属機器を含め、農薬散布に特別に用いられる装置をいう。
5. 「空中散布」とは、航空機（飛行機又はヘリコプター）から農薬を散布することをいう。
6. 「総合的有害生物管理」とは、利用可能なすべての植物防護の方法を入念に考慮した結果として、有害生物の個体数の増加を防ぎ、植物防護製品の使用その他の治療処置を経済

的及び生態的に正当化される水準に保ち、人の健康及び環境に及ぼす危険性を減少又は最小化させる適切な植物防護手段を統合したものをいう。「総合的有害生物管理」は、農業生態系に生じる混乱を最小限に抑制する健全な農作物の成長を強調し、自然な有害生物制御の機構を奨励するものである。

7. 「危険性指標」とは、人の健康及び環境に対する農薬の危険性を評価するために使用される計算手法を用いて得られる結果をいう。
8. 「非化学的方法」とは、化学的農薬に代わる植物防護及び有害生物管理の方法で、附則Ⅲの1に規定するもの等の農業経営学的技術又は物理的、機械的若しくは生物的な有害生物防除方法に基づくものをいう。
9. 「表流水」及び「地下水」は、それぞれ指令2000/60/ECに規定する表流水及び地下水をいう。
10. 「農薬」とは次に掲げるものをいう。
 - (a) 規則(EC) No 1107/2009に規定する植物防護製品
 - (b) 生物致死性製品の上市に関する1998年2月16日の欧州議会及び理事会指令98/8/ECに規定する生物致死性製品

第4条 国の行動計画

1. 各加盟国は、人の健康及び環境に及ぼす農薬の危険性及び影響を減少させるために量的達成目標、対象、措置及び実施計画表を策定し、農薬使用への依存を逡減させるための総合的有害生物管理及び代替の手段又は技術を開発し導入することを奨励する国の行動計画を採択しなければならない。その計画目標には、作業者の保護、環境の保護、残留物、特定技術の使用又は特定作物における使用等の、多様な関連分野を対象範囲とすることができる。

国の行動計画には、懸念される特定の有効

成分を含んでいる植物防護製品を監視するための指標を、特にその代替物が入手可能である場合には、記載するものとする。「植物製品の上市に関する1991年7月15日の理事会指令91/414/EEC」の規定により認可された有効成分を含む植物防護製品に関しては、当該指令が規則(EC) No 1107/2009により認可手続について改正された結果として、当該指令が当該規則附則Ⅱ3.6から3.8までに規定する認可に関する規準に適合しなくなったことから、各加盟国は、当該製品の使用については格別の注意を払わなければならない。

当該指標に基づいて、かつ、この指令実施に先立ち危険性の逡減又は使用量削減目標を達成した事例があればそれらを考慮して、特に第15条第2項(c)の規定により特定される優先事項に照らして使用量の削減が危険性を逡減する適切な手段となるときには、使用量削減に関する実施計画表及び目標を策定しなければならない。これらの目標は暫定的又は最終的なものであることを妨げない。各加盟国は、当該目標の達成に必要なすべての手段を利用しなければならない。

国の行動計画を策定又は改定するときには、各加盟国はとらうとする措置の健康、社会、経済及び環境に与える影響について、並びに個別の国内、地方及び地域の状況並びにすべての利害関係団体について考慮しなければならない。各加盟国は、この項第1段落に規定する目標を達成するためにとる第5条から第15条に規定する措置について、これらを実施する方法を国の行動計画に記載しなければならない。

国の行動計画は、指令2000/60/ECの規定により計画された措置等、農薬使用に関するその他の欧州共同体法上の計画を考慮したものでなければならない。

2. 各加盟国は、2012年11月26日⁽¹⁾までに、各

国の行動計画を欧州委員会及び他の加盟国に通知するものとする。

国の行動計画は、少なくとも5年ごとに見直すものとし、国の行動計画に重要な変更を加えたときは、遅滞なく欧州委員会に報告するものとする。

3. 欧州委員会は、加盟国から国の行動計画に関して受理した通知の情報を報告書にまとめ、2014年11月26日までに、欧州議会及び理事会に対して提出しなければならない。当該報告書の内容は、農薬の危険性及び使用量を減少させるために使用した方法及び多様な目標の策定に関する提案を含むものとする。

欧州委員会は、各加盟国がこの指令の目的を達成するため第1項の規定により策定した国内目標を実施して得た経験を報告書にまとめて、2018年11月26日までに欧州議会及び理事会に提出しなければならない。必要に応じ適切な立法提案を当該報告に付して提出することができるものとする。

4. 欧州委員会は、第2項の規定により通知された情報をウェブサイト上において公表しなければならない。
5. 指令2003/35/EC第2条に規定する公衆参加に関する規定は、国の行動計画の策定及び改定に際して適用するものとする。

第II章 研修、農薬販売、情報及び意識喚起

第5条 研修

1. 各加盟国は、すべての職業的使用者、流通業者及び助言者に、監督庁が指定する団体の実施する適切な研修を確実に受けさせなければならない。当該研修は、適切に知識を習得し、及び更新するための初期研修及び追加研

修により構成されるものとする。

当該研修は、当該職業的使用者、流通業者及び助言者すべてに附則Iに掲げた課目に関する十分な知識を習得させるよう、その多様な役割及び責務を考慮して企画されるものとする。

2. 各加盟国は、2013年11月26日までに、認証制度を整備し、かつ、その実施に責任を有する監督庁を指定しなければならない。それらの証明書は、職業的使用者、流通業者及び助言者が、研修その他の手段により、少なくとも附則Iに掲げた課目に関する十分な知識を習得していることを証明するものとする。

認証制度は、証明書の交付、更新及び取消しの要件及び手続等を含むものとする。

3. 科学技術の進歩を考慮した附則Iの改正に関するこの指令の本質的でない部分を改正する措置は、第21条第2項に規定する審査を伴う規制の手続により決定されるものとする。

第6条 農薬販売に係る要件

1. 各加盟国は、流通業者に、第5条第2項に規定する証明書を有する従業員を十分に確保させなければならない。製品の危険性を管理するため、その販売に際して、その使用法、健康及び環境への危険性及び安全性指示に関する適切な情報の顧客への提供について当該従業員を活用するものとする。専ら非専門的な用途に製品を販売する小売業者については、「危険な調剤に関する分類、包装、表示に関する各加盟国の法律、規則及び行政規程の近似化に関する1999年5月31日の欧州議会及び理事会指令1999/45/EC」⁽²⁾に規定する毒性、強毒性、発がん性、遺伝子毒性又は生殖毒性物質に区分される農薬製剤を販売しない

(1) 訳者注：Official Journal of the European Union, L161, 29.6.2010, p.11.によって、この指令制定時における12月14日の日付はすべて11月26日に訂正された。

限り、この項の規定を適用しないことができる。

2. 各加盟国は、専門的用途のために認可された農薬については、その販売先を第5条第2項に規定した証明書を有する者に限定するために必要な措置をとらなければならない。
3. 流通業者が職業的使用者以外の者に農薬を販売するときには、各加盟国は、当該流通業者をして当該顧客に対し、人の健康及び環境に及ぼす農薬使用の危険性に関する一般的情報、特に、その危険要素、ばく露、適正保管、取扱、施用及び廃棄物に関する欧州共同体法に従った安全な処分並びに低危険性代替物に関する一般的情報を提供させなければならない。各加盟国は、農薬製造業者に当該情報を提供させることができる。
4. 第1項及び第2項に規定する措置は2015年11月26日までに講じられなければならない。

第7条 情報及び意識喚起

1. 各加盟国は、一般公衆への情報提供を行い、情報及び意識喚起の計画並びに一般人用の農薬に関する、特に、それらの使用による、人の健康、標的外生物及び環境に対する危険性及び潜在的な深刻かつ慢性的な影響、並びに非化学的代替物の利用に関する正確かつ均整のとれた情報の入手可能性を促進し活用する措置をとらなければならない。
2. 各加盟国は、作業員、農業従事者又は農薬施用区域の近隣の居住者等常に農薬にさらされている者について、農薬の急性中毒事例及びできる限り慢性中毒の進行に関する情報を収集する制度を整備しなければならない。
3. 欧州委員会は、2012年11月26日までに情報

比較機能を改善するために、各加盟国と協力して、農薬使用による人の健康及び環境への影響の監視及び調査に関する戦略的指針文書を、作成しなければならない。

第三章 農薬散布装置

第8条 使用装置の検査

1. 各加盟国は、専門的使用に供される農薬散布装置が確実に定期的に検査されるようにしなければならない。検査の実施間隔は、2020年までは5年以内とし、その後は3年以内とする。
2. 各加盟国は、2016年11月26日までに農薬散布装置を確実に1回以上検査しなければならない。当該日付以後専門的使用に供することが可能な農薬散布装置は、検査に合格したものに限る。

新規に購入した装置は、購入後5年以内に1回以上検査を受けなければならない。

3. 第1項及び第2項の特例として、各加盟国は、装置の使用規模の判定等の人の健康及び環境に及ぼす危険性の評価を行った上で、次に掲げる措置をとることができる。
 - (a) 農薬噴霧用でない農薬散布装置、携帯型の農薬散布装置又は背負式噴霧機及び極めて小規模利用向けの補足的な農薬散布装置については、異なる実施計画表及び検査実施間隔を適用することができるものとし、第4条に規定する国の行動計画に記載するものとする。

次に掲げる補足的農薬散布装置は、極めて小規模利用向けでないものとみなす。

- (i) 列車又は航空機に搭載した噴霧装置

(2) OJ L 200, 30.7.1999, p.1. 訳者注：原文の注は手を加えずに転記した。OJは官報を指すOfficial Journalの略である。この指令は、原文では“Directive 1999/45/EC of the European Parliament and of the Council of 31 May 1999 concerning the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to the classification, packaging and labelling of dangerous preparations.”である。

- (ii) 播種機に搭載した噴霧機を含む3 m超のブーム噴霧機
 - (b) 携帯型の農薬散布装置又は背負式噴霧機は、検査を免除することができる。この場合には、作業者に対し確実に付属機器の定期交換の必要性、当該装置に付随する特有の危険性について通知し、第5条の規定に従って当該散布装置の適切な使用についての研修を受けさせなければならない。
4. 当該検査は、人の健康及び環境を高水準で保護するため、農薬散布装置が附則IIに掲げる関連要件を満たしていることを検証しなければならない。
- 第20条第1項の規定に従って策定される統一規格⁽³⁾に適合する農薬散布装置は、健康及び安全性並びに環境に必要な条件を具備したものとみなす。
5. 職業的使用者は、第5条の規定により受講する適切な研修に従って、農薬散布装置の定期的な調整及び技術的検査を行わなければならない。
6. 各加盟国は、検査制度の実施に責任を負う団体を指定し、欧州委員会にこれを通知しなければならない。

各加盟国は、国内における検査の証明を行い、他の加盟国が第4項に規定する要件に従って交付した証明書を認証することができるように設計された証明制度を整備しなければならない。他の加盟国が行った最後の検査からの経過期間が、自国で適用する検査の間隔の範囲内にある証明書については、これを承認しなければならない。

各加盟国は、他の加盟国において発行された証明書を、第1項に規定する当該検査実施間隔の条件で承認するよう努力しなければならない。

らない。

7. 科学技術の進歩を考慮した附則IIの改正に関するこの指令の本質的でない部分を改正する措置は、第21条第2項に規定する審査を伴う規制の手続により決定されるものとする。

第IV章 具体的作業及び使用法

第9条 空中散布

1. 各加盟国は、確実に空中散布を禁止しなければならない。
2. 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてに該当するものに限り、特に空中散布を許可することができるものとする。
 - (a) 実行可能な代替方法がないこと又は農薬の地上散布と比較して人の健康及び環境に及ぼす影響が軽減されるという明確な利点があること。
 - (b) 空中散布による危険性を対象とした具体的な評価を行った上で、使用する農薬の空中散布を行うことが当該加盟国によって明示的に許可されていること。
 - (c) 空中散布を実施する作業者が第5条第2項に規定する証明書を有していること。認証制度が移行期で整備されていないときには、各加盟国は、十分な資格を有することが明らかな他の証拠をもって承認することができるものとする。
 - (d) 空中散布の実施に責任を有する企業が、農薬の空中散布の装置及び航空機の認可権限を有する行政庁によって認証されていること。
 - (e) 散布区域が一般開放区域の近隣にあるときは、第三者の健康に有害な影響がないことを確保する個別の危険性を管理する措置

(3) 訳者注：原文は、harmonised standardである。harmonisedには、調和された、整合などの訳語があるが、本稿では統一と訳す。

が当該許可の内容に含まれていること。散布区域の近傍に住宅地がないこと。

(f) 2013年以降、噴霧時の飛散を減少させるための利用可能な最高技術を施した付属装置を航空機に装備すること。

3. 各加盟国は、空中散布の実施を許可する具体的な条件の設定、第4項の規定による申請の審査並びに空中散布を許可する天候条件その他農薬を散布する作物、区域、状況及び具体的な条件に関する情報の作成及び公開を行う権限を有する監督庁を指定しなければならない。

当該監督庁は、許可に際して、予定時刻における住民及び第三者等への警告に、並びに散布区域周辺の環境保護に必要な対策を具体的に指示しなければならない。

4. 空中散布による農薬施用の実施を希望する職業的使用者は、第2項及び第3項に規定する条件を満たしていることを証明する文書を添えて、散布計画の承認申請を監督庁に提出しなければならない。承認済みの当該散布計画に基づく空中散布の申請は、期限内に監督庁に提出するものとする。当該申請には、散布の予定時刻並びに散布する農薬の分量及び種類に関する情報を記載するものとする。

各加盟国は、承認済みの当該散布計画に基づく空中散布の申請に対して、監督庁がその定める期間内に何らかの処分をしなかったときには、その申請が承認されたものとみなすことができる旨を定めることができる。

緊急時又は著しく困難な状況等の個別の状況においては、空中散布の承認を単独に申請することができる。監督庁は、正当な事由があると認めるときには、事前に当該空中散布が第2項及び第3項に規定する条件に適合するか否かを審査するため、迅速な手続を実施できるようにしなければならない。

5. 各加盟国は、適切な監視を実施することによって、第2項及び第3項に規定する条件の

確実な遵守を図らなければならない。

6. 各監督庁は、第4項に規定する申請及び承認の記録を保存し、当該国内法又は欧州共同体法の定めるところにより、当該記録に記載された散布の区域、予定日時及び農薬の種類等の関連情報を公表するものとする。

第10条 公衆への情報

各加盟国は、噴霧時の飛散にさらされる可能性のある者たちへの通知に関する項目を各国の行動計画に記載することができる。

第11条 水環境及び飲料水を保護するための具体的措置

1. 各加盟国は、農薬の影響から水環境及び飲料水の供給を保護するため適切な措置を確実にとらなければならない。当該措置は、指令2000/60/EC及び規則(EC) No 1107/2009の関連規定の実施を支援するものとし、これに反するものであってはならない。

2. 第1項に規定する措置には、次に掲げる措置を含むものとする。

(a) 農薬の選択には、指令1999/45/ECの規定に従って水環境に危険性のあるものに分類されないもの及び指令2000/60/EC第16条第3項に規定する重要有害物質を含まないものを優先して使用すること。

(b) 特にホップ並びに果樹園及びブドウ園等で栽培される背丈の高い作物に対しては飛散が抑制された農薬散布装置を使用する等、最も効率の高い散布技術を優先して用いること。

(c) 噴霧時の飛散、下水溝への排水及び流去水による区域外汚染の危険性を最小化する改善措置を講じること。当該措置には、農薬を使用又は貯留してはならない場所として、標的外の水生生物を保護する適切な規模の緩衝地帯を設置し、又は飲料水を抽出

する表流水及び地下水のための安全防護地帯を設置することを含むものとする。

- (d) 道路上、鉄道上若しくはこれらの沿線、浸透性の高い表土その他表流水若しくは地下水に近い基盤設備上又は表流水若しくは地下水への流出のおそれが多い舗装面への散布はできる限り削減又は回避すること。

第12条 農薬の使用又は危険性の特別区域における減少

各加盟国は、特別の区域において、衛生の要件及び生物多様性又は適切な危険性評価の結果を十分に考慮し、確実に農薬の使用を最小限度にとどめ又は禁止しなければならない。最初に適切な危険性を管理する措置をとり、かつ、規則（EC）No 1107/2009に規定された低危険性植物防護製品の使用及び生物的防除措置を検討しなければならない。この特別な区域とは次に掲げるものをいう。

- (a) 公園及び公共庭園、運動場及びリクリエーション広場、校庭及び子どもの遊び場並びに医療施設の周辺等、規則（EC）No 1107/2009第3条に規定する公衆又は社会的弱者の使用する区域
- (b) 指令2000/60/ECに規定する保護区域又は指令79/409/EEC及び92/43/EECの規定により必要な保存措置を策定する目的で特定されたその他の区域
- (c) 最近処理した、農業従事者が使用又は立入可能な区域

第13条 農薬の取扱及び保管並びにその包装材及び残余の処理

1. 各加盟国は、職業的使用者及び場合により流通業者による次に掲げる作業が人の健康又

は環境に確実に危険を与えないようにするために必要な措置をとらなければならない。

- (a) 散布前の農薬の保管、取扱、希釈及び混合
- (b) 農薬の包装材及び残余の取扱
- (c) 散布後のタンクに残った混合物の廃棄
- (d) 散布後の使用装置の洗浄
- (e) 廃棄物に関する欧州共同体法の規定による農薬の残余及び包装材の回収又は廃棄

2. 各加盟国は、非職業的使用者用に許可された農薬に関して、危険な取扱作業を回避するために必要なすべての措置をとらなければならない。当該措置には、低毒性農薬の使用、ただちに使用することが可能な調剤済みの農薬及び使いきりの容器又は梱包に入った農薬の使用を含めることができる。

3. 各加盟国は、業務用の農薬の保管場所を、漏出が起らないように建設させなければならない。設置場所、規模及び建築資材には、特別の注意が払われなければならない。

第14条 総合的有害生物管理

1. 各加盟国は、農薬の職業的使用者が利用可能な製品の中から同じ有害生物の問題に対して人の健康及び環境に対して最も危険性が少ない方法及び製品を選択していくようになるために、可能な限り非化学的方法を優先し、農薬使用量を控えた有害生物管理を促進するために必要なすべての措置をとらなければならない。農薬使用量を控えた有害生物管理は、「有機生産及び有機生産物への標識に関する2007年6月28日の理事会規則（EC）No 834/2007」⁽⁴⁾の規定による有機農業及び総合的有害生物管理を含むものとする。

2. 各加盟国は、総合的有害生物管理の実施に

(4) OJ L 189, 20.7.2007, p.1. 訳者注：原文は、“Council Regulation (EC) No 834/2007 of 28 June 2007 on organic production and labelling of organic products.”である。この理事会規則の原題には末尾に and repealing Regulation (EEC) No 2092/91とあるが、この指令の引用ではこれが省略されている。

必要な条件整備を確立又は支援しなければならない。特に、各加盟国は、職業的使用者が有害生物の監視及び意思決定を行うための情報及び手段並びに総合的有害生物管理に関する助言を自由に得られるようにしなければならない。

3. 各加盟国は、2013年6月30日までに、第1項及び第2項の規定の実施に関して、特に総合的有害生物管理の実施に必要な条件が整備されているか否かについて、欧州委員会に報告しなければならない。
4. 各加盟国は行動計画の中に、すべての職業的使用者が2014年1月1日までに附則IIIに規定する総合的有害生物管理の一般原則を確実に実施する方法を記載しなければならない。

科学技術の進歩を考慮した附則IIIの改正に関するこの指令の本質的でない部分の改正を図る措置は、第21条第2項に規定する審査を伴う規制の手續により決定されるものとする。

5. 各加盟国は、作物又は個別部門に即した総合的有害生物管理の指針について職業的使用者による自発的な実施を適切に奨励する措置を整備しなければならない。公的監督機関又は個別の職業的使用者を代表する組織は、当該指針を策定することができる。各加盟国は、国の行動計画において関連し適切と認められる指針を引用しなければならない。

第V章 指標、報告及び情報交換

第15条 指標

1. 附則IVに規定する統一危険性指標⁽⁵⁾が策定されなければならない。ただし、各加盟国は、既存の国内指標の使用を継続すること、

又は他の適切な指標を統一危険性指標に加えて採用することができるものとする。

科学技術の進歩を考慮した附則IVの改正に関するこの指令の本質的でない部分の改正を図る措置は、第21条第2項に規定する審査を伴う規制の手續により決定されるものとする。

2. 各加盟国は、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (a) 植物防護製品の統計に関する欧州共同体法の規定により収集された統計データを他の関係データと共に使用することによって、第1項に規定する統一危険性指標を計算すること。
 - (b) 特定の有効成分の使用傾向を特定すること。
 - (c) 農薬使用による人の健康及び環境への危険性及び影響を減少させ、かつ、総合的有害生物管理、及び農薬使用依存を遁減させるための代替手段又は技術の開発及び導入を促進するというこの指令の目的を達成するために、個別注意を必要とする、又は見本として利用できる優良事例を必要とする有効成分、作物、地域若しくは作業例等の重要事項を特定する。

3. 各加盟国は、第2項の規定に従って実施した評価の結果を欧州委員会及び他の加盟国に通知し、公衆が当該情報を利用できるようにしなければならない。

4. 欧州委員会は、農薬の使用による危険性の傾向を推定するために、植物防護製品の統計に関する欧州共同体法の規定により収集された統計データをその他関係データと共に使用することによって、欧州共同体の段階で危険性指標を計算しなければならない。

欧州委員会は、人の健康及び環境に及ぼす

(5) 訳者注：原文は、harmonised risk indicators である。

農薬の影響を減少させることを目標とした他の欧州共同体の政策目的の達成に関する進捗を評価するためにも、当該資料及び当該情報を利用しなければならない。

当該成果は第4条第4項に規定するウェブサイトにて公開されるものとする。

第16条 報告

欧州委員会は定期的に、この指令の実施の進捗状況に関する報告を、必要に応じ指令の改正案を付して、欧州議会及び理事会に提出するものとする。

第VI章 補則

第17条 罰則

各加盟国は、この指令に従って制定する国内法の規定の違反に適用すべき罰則を制定し、その確実な実施に必要なすべての措置をとらなければならない。当該罰則は、効果的で、相当性を有し、かつ、犯罪の予防に資するものでなければならない。

各加盟国は、当該規定にあっては2012年11月26日までに、当該規定に関するその後の改正規定にあっては遅滞なく欧州委員会に通知しなければならない。

第18条 情報交換及び最優良事例

欧州委員会は、農薬の持続可能な使用に関する主題の戦略を検討する専門家グループにおける審議において、農薬の持続可能な使用及び総合的有害生物管理の分野における情報

及び最優良事例の交換を優先議題として提出しなければならない。

第19条 手数料及び料金

1. 各加盟国は、手数料又は料金をこの指令の規定による事務に伴う経費に充てることができる。
2. 各加盟国は、第1項に規定する手数料又は料金が透明性のある方法で制定され、必要な業務の実費の相当額とされるようにしなければならない。

第20条 規格化

1. この指令第8条第4項で引用する規格は、「技術規格及び規制の分野並びに情報社会サービスに関する規則の分野における情報提供の手續を定める1998年6月22日の欧州議会及び理事会指令98/34/EC」⁽⁶⁾第6条第3項に規定する手續に従って制定されるものとする。
当該規格の整備の要請は第21条第1項に規定する委員会に諮問して実施することができるものとする。
2. 欧州委員会は、当該規格の参照先を欧州連合官報によって告示しなければならない。
3. 附則IIに規定された統一規格で、その備えるべき要件を完全には満足していないと加盟国又は欧州委員会が認めるものがあるときは、欧州委員会又は当該加盟国は、指令98/34/EC第5条の規定により設置された委員会に案件を提出し、その論に付さなければならない。当該委員会は、欧州の関係規格団体と協議し、遅滞なくその意見を述べなければ

(6) OJ L 204, 21.7.1998, p.37. 訳者注：原文は、“Directive 98/34/EC of the European Parliament and of the Council of 22 June 1998 laying down a procedure for the provision of information in the field of technical standards and regulations and of rules on Information Society services.” 指令98/34/ECは、指令98/48/ECによって改正され、このタイトルとなった。改正指令のURLは次のとおり。なお、以後、インターネット情報はすべて2010年11月30日現在である。〈<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1998:217:0018:0018:EN:PDF>〉

ならない。

当該委員会の意見を考慮して、欧州委員会は、当該統一規格への参照先を、欧州連合官報にて公表する、公表しない、制約を設けて公表する、維持する、制約を設けて維持する、又は同官報から撤回することについて判断しなければならない。

欧州委員会は、欧州の関係規格団体に通知し、必要に応じて当該統一規格の改訂を要請するものとする。

第21条 委員会手続

1. 欧州委員会は、「食品法の一般的な原則及び要件を規定し、欧州食品安全機関を設置し、並びに食品安全に関する手続を規定する2002年1月28日の欧州議会及び理事会規則(EC) No 178/2002」⁽⁷⁾第58条の規定により設置された「食物連鎖及び動物の健康に関する常任委員会」⁽⁸⁾によって補佐されるものとする。
2. この項を引用する場合については、決定1999/468/EC第5a条第1項から第4項まで及び第7条の規定を、第8条の規定を考慮して適用するものとする。

第22条 経費

持続可能な農薬使用の分野における統一方針⁽⁹⁾及び制度の策定を支援するために、欧州委員会は次の各項に対して財政支援できるものとする。

- (a) 農薬危険性指標に関連するすべての情報を収集して蓄積し、当該情報を監督庁その

他利害関係のある団体及び一般公衆に提供する適切なデータベースを備えた統一システム⁽¹⁰⁾の開発

- (b) この指令の附則を技術の進歩に応じたものとする等、法令の準備及び制定に必要な調査の実施
- (c) この指令の実施を促進するための手引及び最優良事例の策定

第23条 国内法による実施

1. 各加盟国は、2011年11月26日までに、この指令の実施に必要な法律、規則及び行政規程を施行しなければならない。
各加盟国が当該措置を採択した場合において、これを官報に掲載して公布するときは、各加盟国は、当該措置にこの指令を引用し、又は当該引用を添付するものとする。当該引用の方式は、各加盟国が定めるものとする。
2. 各加盟国は、この指令の対象となる分野において制定した国内法の規定の文言を欧州委員会に通知しなければならない。

第24条 施行

この指令は、欧州連合官報に掲載して公布した日の翌日から施行する。

第25条 名宛人

この指令は、各加盟国を名宛人とする。

2009年10月21日、ストラスブールにて

欧州議会議長 J. ブゼク

(7) OJ L 31, 1.2.2002, p.1. 訳者注：原文は、“Regulation (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council of 28 January 2002 laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety.”

(8) 訳者注：Standing Committee on the Food Chain and Animal Health

(9) 訳者注：原文はharmonised policyである。

(10) 訳者注：原文は、harmonised systemである。

理事会議長 C. マルムストロム

附則 I 第 5 条に引用される研修課目

1. 農薬及びその使用に関するすべての法令
2. 違法（偽造）植物防護製品の存在及び危険性、当該製品の識別方法
3. 農薬に伴う危険要素及び危険性、その識別及び管理、特に次に掲げるもの
 - (a) 人（作業員、住民、第三者等被散布区域に立ち入る者及び被散布物を取扱い又は摂食する者）に対する危険性、喫煙等の要素が当該危険性を増幅する態様
 - (b) 農薬中毒の症状及びその救急処置
 - (c) 標的外植物、有益昆虫、野生生物、生物多様性及び環境一般に対する危険性
4. 総合的有害生物管理の戦略及び技術、総合的作物管理の戦略及び技術、有機農業の原理、生物的な有害生物の管理方法、総合的有害生物管理の一般原則に関する情報及び作物又は部門に特有の指針に関する概念
5. 既存環境における既知の有害生物の問題に対処するために、すべての認可製品のうち、人の健康、標的外生物及び環境に及ぼす副次的影響を最小化する最適な農薬を職業的使用者が選択することを支援する、利用者のための比較評価入門
6. 人の健康、標的外生物及び環境に及ぼす危険性の最小化対策：濃縮又は希釈を問わない農薬の保管、取扱及び混合、空の包装材その他汚染材料及び残余農薬（タンクの混合物を含む。）の廃棄のための安全な作業例並びに作業員のばく露を管理する推奨方法（個人防護具）
7. 気候、土壌及び作物の種類並びに土地の起伏等、地域における水分吸収の変動要素を考慮した危険性管理手法

8. 作業員その他の人、標的外動植物種、生物多様性及び環境並びに水資源等に対する危険性を最小化する農薬散布装置の運転に関する手順等、調整等の農薬散布装置の作業準備に関する手順
9. 農薬散布装置の使用及び保守、個別の噴霧技術（例えば、少量散布又は飛散抑制噴口）並びに使用する噴霧機の技術的検査の目的及び噴霧品質向上方法
10. 人の健康を防護し、不測の流出及び汚染並びに農薬浸出の危険がある異常気象に際して水資源等の環境を防護するための緊急処置
11. 指令2000/60/EC第 6 条及び第 7 条の規定により指定される保護区域における特別な注意
12. 健康の監視及び事件又は疑わしい事象があったときに報告すべき施設
13. 関係法の規定に従った農薬使用の記録

附則 II 農薬散布装置の検査にかかわる健康及び安全性並びに環境の要件

農薬散布装置の検査は、人の健康及び環境の安全及び保護を高い水準で達成するための重要な側面のすべてを対象としなければならない。散布作業の十分な効果は、次に掲げる目的に合致することを保証する機器の適正な性能及び装置の機能によって確保されるものとする。

農薬散布装置は確実に機能するものでなければならない。農薬の正確な処方及び散布を確保するために適切に使用されなければならない。当該装置は、安全、容易かつ完全に農薬を充てんし及び排出するに足る条件を備え、また、農薬の漏出を防止するものでなければならない。当該装置は、容易かつ完全に洗浄することができるものとする。また、それは、安全な操作を保証するものとし、運転席からの操作により即時停止することができるものとする。必要に応

じて、調節装置は単純、正確、かつ、再製作可能であるものとする。

特に次に掲げる事項に注意を払うこと。

1. 動力伝達部品

作業者を確実に防護するため、動力駆動軸及び動力連結部の防護部品は装置に適合し、良好な状態に維持され、かつ、保護装置及び動力伝達の可動又は回転部品の機能が損なわれていないこと。

2. ポンプ

ポンプの能力は装置の要件に適合したものであり、ポンプは、安定的かつ正確な散布量を確保するよう適切に機能すること。ポンプからの漏出がないこと。

3. 攪拌

攪拌装置は、確実にタンク中の液体噴霧混合物の全体を均一な濃度とするよう適切に再循環させるものであること。

4. 噴霧液タンク

タンク内容量指示器、充てん装置、ろ過器及びろ過材、排出及び洗浄システム並びに混合装置を含む噴霧タンクは、不慮の漏出、不均一な濃度、作業者へのばく露及び残留内容を最小限にとどめるように作動すること。

5. 計器系、管理及び調節系

圧力及び流量の計測、断続切換及び調節を行うすべての装置は、適切に検査され、正しく作動し、漏出を起こさないこと。圧力の管理及び圧力調節装置は散布中に容易に操作が可能であること。圧力調節装置は、確実に安定した分量を散布するように、ポンプの一定回転による一定の負荷圧を維持すること。

6. 管及びホース

管及びホースは、故障の際に、液体流の乱れ又は不測の漏出を起こさないように適切な状態にあること。装置系で得られる最高圧での運転において漏出を起こさないこと。

7. ろ過

噴霧パターンがかく乱され、又は不均一になるのを防ぐため、ろ材は良好な状態に保たれ、ろ材の網目の大きさは噴霧機に装備された噴口の大きさに合致したものであること。

ろ材の目詰まり検出装置を有する場合は、これが正常に機能すること。

8. 噴霧ブーム（散布対象の作物又は実体に近接する位置に水平方向に張り出した機材を用いて農薬を噴霧するための装置をいう。）

噴霧ブームは、良好な状態に保たれ、すべての方向に対して安定していること。固定及び調整を行う装置並びに不測の動きを緩衝し傾斜を補正する装置が正常に機能すること。

9. 噴口（ノズル）

噴口は、噴霧が停止された時に滴下を防ぐよう適切に機能すること。噴霧パターンの均一性を確保するよう、各噴口における噴出速度が製造業者提供の流量表のデータから大きく逸脱しないこと。

10. 配分

標的区域内での横径及び垂直方向（垂直方向の作物に散布する場合）への混合液噴霧の配分が均一であること。

11. 送風機（送風式農薬散布装置用のもの）

送風機は、良好な状態に保たれ、安定的かつ確実な気流を維持すること。

附則Ⅲ 総合的有害生物管理の一般原則

1. 有害生物の防除又は抑制は、採用可能な選択肢の中で、特に次に掲げる方法によって達成し又は支援しなければならない。

- ・作物の輪作
- ・適切な栽培技術の利用（例：おとり播種床技法、播種日及び密度、畦間への緑肥、保全的耕運、刈り込み及び直播）
- ・必要に応じ、抵抗性又は耐性の品種の利用

- 並びに標準又は認定の種子及び植物材料の利用
- ・均衡のとれた施肥、石灰の施用及び灌漑又は排水の実施
 - ・衛生的な方法による有害生物の蔓延防止（例：機械及び装置の定期的洗浄）
 - ・重要な有益生物の保護及び拡大。例えば、適切な植物の保護措置又は圃場内外における生態基盤の利用。
2. 有害生物は、できる限り適当な方法及び手段を用いて監視すること。当該適当な手段には、圃場における観察並びに科学的に信頼性のある警報、予報及び早期診断のシステムが、また、できる限り専門的資格を有する助言者による助言の利用を含むものとする。
3. 職業的使用者は、当該監視の結果に基づいて植物防護措置の適用の可否及び時期を判断しなければならない。確実に科学的に信頼性のある閾値は、意思決定の重要な要素である。できる限り事前に地域、特定の区域、作物及び具体的な気候条件ごとに定められる有害生物に対する閾値を考慮すること。
4. 十分に有害生物を防除することができる場合には、化学的方法に優先して持続可能な生物的、物理的その他の非化学的方法を使用しなければならない。
5. 使用する農薬は、できる限り標的に特効的で、人の健康、標的外生物及び環境に対する副次的影響が最小でなければならない。
6. 職業的使用者は、植物生育における危険性の水準が受忍可能であること及び有害生物の個体群に耐性が生じる危険性を増大させないことに配慮し、農薬の投与量削減、施用頻度の削減又は部分的な施用を行う等、農薬その他の防除手段の使用を必要な限度にとどめること。

7. 有害生物が植物防護措置に対して耐性を持つ危険性が明らかでない場合において、その有害生物の防除に農薬を繰り返し作物に施用する必要があるときには、製品の効果を維持させるために、利用可能な抗耐性戦略をとるものとする。これには、作用機序の異なる複数の農薬を使用すること等ができる。
8. 職業的使用者は、農薬使用及び有害生物監視に関する記録に基づき、実施した植物防護措置の成果を検証するものとする。

附則IV 統一危険性指標⁽¹⁾

参考文献

- ・翻訳は以下の法令に基づいて行った。前文に相当する部分は対象外とした。
- ・指令を公布する官報公示：“DIRECTIVE 2009/128/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 October 2009 establishing a framework for Community action to achieve the sustainable use of pesticides,” *Official Journal of the European Union*, L309, 24.11.2009, pp.71-86. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:309:0071:0086:EN:PDF>)
- ・指令を訂正する官報公示：“Corrigendum to Directive 2009/128/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 establishing a framework for Community action to achieve the sustainable use of pesticides,” *Official Journal of the European Union*, L161, 29.6.2010, p.11. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:161:0011:0011:EN:PDF>)

（うえつき けんじ）

(1) 訳者注：附則IVの内容は空白となっているが、第15条の規定に従って、今後策定されることになる。